

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和5年第3回定例会提出予定議案の説明

(14) 諮問第1号 生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求  
について

資料1 本件審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

資料2 審査請求について

令和5年6月7日

健康福祉局

## 諮問第 1 号に係る審査請求における審査請求人及び処分庁の主張等について

### 1 審査請求に至るまでの経過

令和 4 年 3 月 7 日 川崎福祉事務所長は、審査請求人に対し、生活保護に係る障害者加算の認定を取り消したことにより生じた過払金について、生活保護法第 6 3 条の規定に基づき、費用返還額 3 2 1, 6 6 0 円の決定を行い、令和 4 年 3 月 1 4 日付けで審査請求人に通知した。

令和 4 年 4 月 2 0 日 審査請求人が納期限までに支払わなかったため、川崎市長が、審査請求人に対し、生活保護費返還金の督促に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。

令和 4 年 6 月 2 0 日 審査請求人から、川崎市長に対し本件処分の取消しを求める審査請求が提起された。

### 2 審査請求人及び処分庁の主張

#### (1) 審査請求人の主張

ア 審査請求人の障害者手帳の障害等級が 2 級から 3 級に不当又は違法に改ざんさせられ、審査請求人の障害年金の等級が 3 級から障害者手帳と同じ等級に無理やり変更させられ、これらのことに基づき、審査請求人に対する令和 4 年 4 月 2 0 日付け督促状（以下「本件督促状」という。）が不当又は違法に発された。

イ 令和 4 年 3 月 1 4 日付け保護決定通知書により審査請求人に通知した生活保護法第 6 3 条の規定に基づく費用返還額決定処分については、審査請求人の扶助費を不当又は違法に取り消し、変更したものであり、審査請求人に正当な理由を述べずに本件督促状を送付し、多額の支払を督促する本件処分は違法である。

#### (2) 処分庁の主張

本件処分は、生活保護法第 6 3 条に基づく費用返還金額決定処分を行い、納期限を設定した納入通知書及び納付書を作成し、審査請求人宛てに通知したところ、納期限までに本件返還金の納付が確認できなかったため、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 1 項、川崎市債権管理条例第 5 条及び川崎市債権管理規則第 4 条の規定に基づき、適正に行ったものである。

### 3 審理員意見書の内容

本件について、審査庁が審理員を指名し審理手続を行わせていたところ、令和5年4月21日に審理員から次のとおりの意見書が審査庁に提出された。

#### (1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### (2) 理由

ア 生活保護法第64条の規定により同法第63条の規定に基づく費用返還金額決定処分についての審査請求は、都道府県知事が裁決するものとされている以上、本件審査請求の審査庁である川崎市長は、本件処分の審査請求において本件費用返還金額決定処分の適否及び当否を判断することはできない。

イ 本件処分は、地方自治法第231条の3第1項、川崎市債権管理条例第5条及び川崎市債権管理規則第4条の規定に基づいて、本件返還金の納期限後20日以内に、督促状送付の日から10日以内を期限として行われているから、適法かつ妥当である。

### 審査請求の制度について

#### 1 概要

審査請求とは、違法又は不当な処分について、その取消を求めため、処分庁の上級行政庁（審査庁）に対して行われる不服申立てである。

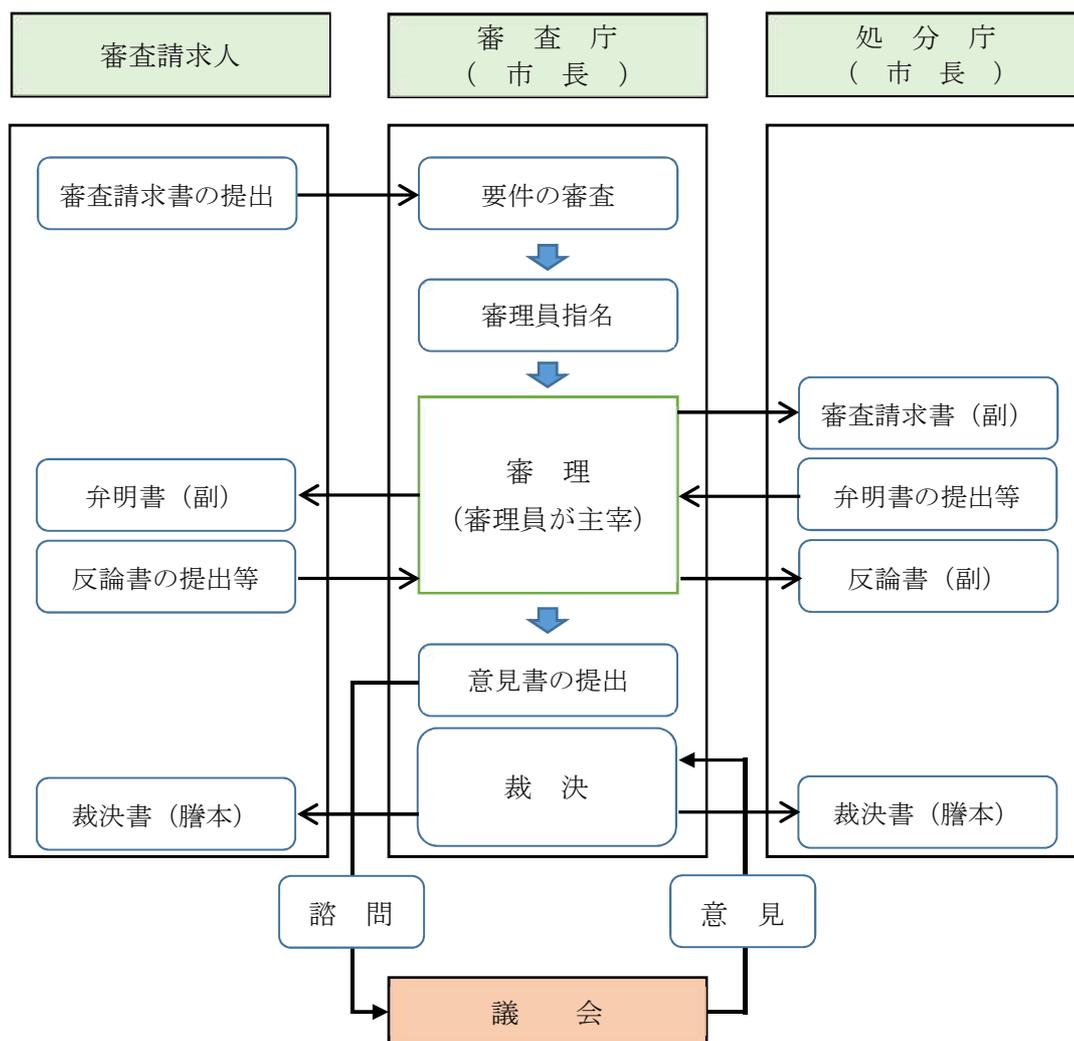
今回の審査対象である生活保護費返還金の督促に関する処分については、地方自治法第231条の3第7項の規定により、審査請求がされた場合には、議会へ諮問をした上、裁決をしなければならないことから、議会へ諮問を行うものである。

#### 2 対象

行政庁が行った行政処分が、審査請求の主な対象となる。

本件では、生活保護費返還金の督促に関する処分に対して審査請求がされている。

#### 3 手続



#### 4 期間



#### 5 裁決の種類

裁決の種類として、次の3種類がある。

(1) 却下

審査請求が要件を満たしておらず、不適法な場合になされる。

(2) 棄却

処分が違法又は不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。

(3) 認容

処分が違法又は不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分の全部又は一部の取消しができる。

#### 6 審理員による審理について

審査請求をされた審査庁は、審査請求が適法な場合には、審査庁に所属する職員の中から、処分に関与していない者を、審理手続を行う者（審理員）として指名することとされている。

審理員は審理手続を指揮し、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書を作成し、事件記録とともに審査庁に提出することとされている。

#### 7 審査請求と訴訟との関係

審査請求人は、裁決を経てなお処分について不服がある場合は、原則として裁決があったことを知った日から6か月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、本件は審査請求前置とされている処分であるため、審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求を行ってから3か月を経過しても裁決がない等正当な理由があれば直接訴訟を提起できる。